

「野球の街越谷」実行委員会 会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本委員会は、「野球の街越谷」実行委員会と称する。

第2条 本委員会の事務局は、会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本委員会は越谷市における野球事業を振興し、野球を越谷市の文化として根付かせることを目的とする。尚、設立年月日は令和4年4月1日とする。

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 野球未経験者や初心者向けのイベント企画・運営
- 2 小学校・中学校・高校・大学の野球選手の連携及び発展のための実態調査
- 3 指導者向け講習会及び勉強会
- 4 その他、本委員会の目的達成のための事業

第3章 組織及び役員

第5条 本委員会は、目的に賛同した者で組織する。

第6条 本委員会に次の役員を置く。

- 会 長 1 名
副会長 2 名
会 計 2 名
監 査 1 名
理 事 若干名

第7条 会長及び役員は、実行委員会で選出する。会長は、本委員会を代表し会務を執行する。副会長は、会長を補佐し、会長が職務を全うできない事態になったときはこれに代わる。

第4章 入会及び退会

第8条 実行委員は、この会の目的に賛同し、それを会長が認めた場合に入会できる。

第9条 実行委員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

第5章 総会

第10条 本会の総会は、実行委員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(オンラインによる参加も出席と認める。)

第6章 会計

第11条 本委員会の経費は、寄附金を支弁する。

第12条 本委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 附則

第13条 本規約は、令和4年4月1日から施行する。